

別表 令和6年度南風原町保育所入所基準表

地域型保育施設の卒園児の優先的入所について

・地域型保育施設(従業員枠をのぞく)の卒園児童が、町内認可保育施設3歳児クラスへの入所を希望する場合、地域型保育施設卒園児童のみで優先的に入所選考を実施し、その後に転園希望を含む新規入所申込の入所選考を実施します。

基礎指数	保育を必要とする事由等	指数	詳細
	就労・就学	10点	月178時間以上
9点		月162時間以上178時間未満	
8点		月141時間以上162時間未満	
7点		月105時間以上141時間未満	
6点		月84時間以上105時間未満	
5点		月64時間以上84時間未満	
入院	10点	父又は母が単身赴任(赴任先が県外・離島の場合で、赴任先への住所異動が確認できる場合)	
	9点	A 1ヶ月以上 B 1ヶ月未満	
自宅療養	10点	A 常時病床、精神疾患・感染症	
	8点	B 常時安静	
通院	10点	A 週5日以上	
	9点	B 週4日	
	6点	C 上記以外	
心身障害者	10点	A 身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳Aの交付を受けており、保育が常時困難となる場合	
	8点	B 身体障害者手帳3級、精神障害者保健福祉手帳2・3級、療育手帳Bの交付を受けており、保育が著しく困難となる場合	
	6点	C 身体障害者手帳4級の交付を受けていて、保育が困難な場合	
	5点	D 上記以外	
介護	10点	A 身体障害者手帳1・2級、要介護度4以上または、これらに相当する方を週5日以上居宅介護する場合	
	8点	B 身体障害者手帳1～4級、要介護度2以上または、これらに相当する方を週4日以上居宅介護する場合	
	5点	C 上記以外(送迎・入院付添含む)	
妊娠・出産	10点	産前2か月・産後3か月	
求職	4点	求職活動の為に外出を必要とする場合(起業準備中を含む)	
災害	10点	火災・風水害等で家屋が失われ復旧にあたっている場合	

調整指数	ひとり親世帯	12点	祖父母同居世帯
		14点	単独世帯
	生活保護世帯	4点	生活保護受給世帯
	発達支援児童の申込	3点	発達支援児童の申込(きょうだい児は含まない)
	きょうだい児の申込	1点	新規申込において、きょうだいのいる保育所に申込をする場合
		1点	多子世帯(就学前児童が3人以上いる世帯)
	保育料未納世帯	1点	申込児童が多胎児の場合
		△8点	入所希望月の3か月前(4月入所は11月分)を基準とし、保育料に未納がある世帯
	その他	5点	在園施設への申込(きょうだい児は含まない)
		2点	保育士または幼稚園教諭の子ども(保護者が特定教育・保育施設、特定地域型保育事業所で保育士または幼稚園教諭(週38H未満勤務)として勤務している、または勤務予定の場合に限る)
		5点	保育士または幼稚園教諭の子ども(保護者が特定教育・保育施設、特定地域型保育事業所で保育士または幼稚園教諭(週38H以上勤務)として勤務、または勤務予定の場合に限る)
		△1点	転入予定者として入所申込をしている世帯
△10点		申込書類等に虚偽があった場合	
15点		児童福祉等の観点から特に調整が必要とされた場合(虐待・DV、またはそのおそれがある場合含む)	

【同一指数の場合の優先順位】

優先順位	項目
①	町内在住の者
②	当該保育所にきょうだいすでに在所している者
③	きょうだい同時に入所できる場合
④	ひとり親世帯
⑤	保護者が特定教育・保育施設、特定地域型保育事業所で保育士または幼稚園教諭として勤務している
⑥	基礎指数の高い世帯
⑦	審査時点において3か月以上待機の状態にある場合(例:4月入所審査の場合、前年度12月時点で待機の状態)
⑧	保育料の滞納がない世帯
⑨	年度内に入所案内を辞退した事がない者
⑩	上記でも順位が決定しない場合、(1)から順番に優先とする。(父母どちらか優先順位が高い番号を選定し、優劣を判断する) (1)災害 (6)就学 (2)傷病 (7)就労内定者 (3)就労(育児休業明け含む) (8)就学予定者 (4)出産 (9)求職 (5)介護
⑪	入所希望月において町内在住日数の長い者(父母等の保育料算定対象者の町内在住日数のうち、長い方を世帯の期間とする。)
⑫	入所希望前年度の所得の低い世帯(父母等の保育料算定対象者の合算)

※審査時点と入所時点で就労内容に変更があり点数が変わる場合は入所取り消しとなる場合があります。
(例:審査時点で就労(10点)だったが、入所時点では退職している場合 等)